第二百十五条の二第一項中「十六人」を「十五人」に、「四十一人」を「四十二人」に改め、同条を第二百十五条の三とし、第二百十五条の次に次の一条を加える。

（上席業務管理官及び業務管理官）

第二百十五条の二　業務管理課に、上席業務管理官二人以内及び業務管理官三人以内を置く。

2　上席業務管理官は、命を受けて、第二百六条第二号に掲げる事務を処理し、及び業務管理官の行う事務を総括する。

3　業務管理官は、命を受けて、第二百六条第二号に掲げる事務を処理する。

第二百十六条第一項の表財務局又は財務支局名の欄中「東海財務局」を削り、同表近畿財務局の項の次に次のように加える。

東海財務局	主計第一課　主計第二課　理財課　検査総括課　監督第一課　金融監督第二課　金融監督第三課　審査業務課　金融融資課

第二百十六条第三項の表関東財務局の項中「十一人」を「十二人」に改め、同表九州財務局の項中「二人」を「三人」に改め、同表合計の項中「三十四人」を「三十六人」に改める。

第二百二十七条第一項第二号中「第百六条の六」の下に「第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第百六条の二十、第百六条の二十七」を「第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）」に改める。

第二百二十八条第一項中「二百三十人」を「二百二十八人」に改める。

第二百三十二条第一項中「六十人」を「六十三人」に、「五百九十七人」を「六百十二人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百五十二人」を「百五十五人」に、「三百人」を「三百三人」に改める。

第二百三十五条第二項中「五人以内、統括国有財産監査官二人以内及び首席国有財産鑑定官一人を」を「五人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」に改める。

第二百四十八条第一項中「二十二人」を「二十三人」に改める。

第二百四十九条第一項中「二十七人」を「二十八人」に改める。

第二百五十一条第一項中「及び近畿財務局」を削り、「それぞれ三人」を「三人」に、「東北財務局」を「近畿財務局」に、「四国財務局」を「東北財務局、四国財務局」に、「百三十二人」を「百二十九人」に改める。

第二百五十二条第一項中「三十七人」を「三十六人」に改める。

第二百五十五条第四項中「八人以内を」の下に「、横浜財務事務所に、統括国有財産管理官六人以内を」を加え、「及び横浜財務事務所」を削り、「それぞれ五人」を「五人」に改める。

第二百六十三条中第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

十五　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

第二百六十六条第一項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割の課税標準の調査並びに関税、内国消費税及び貨物割に関する検査に関すること。

第二百六十六条第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第二百六十八条第一項中「企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）」を「システム企画調整室（函館税関及び長崎税関を除く。）、税関広報広聴室（函館税関及び長崎税関を除く。）」を「、東京税関の総務部に総括システム企画調整官一人を」を加える。

第二百七十条第二項中「第二百七十四条」を「第二百七十五条」に改める。

第二百八十三条から第二百八十五条までを削る。

第二百八十二条第一項中「二十三人」を「百四人」に改め、同条第二項中「に掲げる」を「、第二百七十三条及び第二百七十六条各号に規定する」に改め、同条を第二百八十五条とする。

第二百八十一条を第二百八十四条とし、第二百七十七条から第二百八十条までを三条ずつ繰り下げる。

第二百七十六条第二項中「第二百七十三条」を「第二百七十四条」に改め、同条を第二百七十九条とする。

第二百七十五条を第二百七十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官八人以内を、函館税関、横浜税関、神戸税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

2　システム企画調整官は、命を受けて、第二百七十三条及び第二百七十六条各号に規定する事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

第二百七十四条を第二百七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総括システム企画調整官の所掌事務）

第二百七十六条　総括システム企画調整官は、次に掲げる事務のうち税関長が指定するものをつかさどる。

一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。

二　税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち税関長の指定するもの。

第二百七十三条を第二百七十四条とする。

第二百七十二条の次に次の一条を加える。

（システム企画調整室の所掌事務）

第二百七十三条　システム企画調整室は、第二百七十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

第二百八十六条第一項中「及び大阪税関」を「、大阪税関及び門司税関」に改め、同条第三項の表神戸税関の項中「十七人」を「十五人」に改め、同表合計の項中「七十五人」を「七十三人」に改める。

第二百九十六条第一項中「横浜税関及び神戸税関」を「神戸税関の監視部に密輸対策管理官三人以内を、横浜税関」に改める。

第二百九十八条第一項中「五百七十五人」を「五百六十二人」に改める。

第三百一条第三項の表函館税関の項統括審査官の欄中「二人」を「一人」に改め、同表東京税関の項中「十七人」を「十八人」に改め、同表神戸税関の項中「六人」を「五人」に改め、同表合計の項中「五十七人」を「五十六人」に改める。

第三百十五条第一項中「二十人」を「十九人」に改める。

第三百十九条の二第一項中「及び横浜税関」を「、横浜税関、大阪税関及び神戸税関」に、「二人」を「それぞれ二人」に改め、「、大阪税関、神戸税関」を削る。

第三百二十一条第二項中「前項の審査官」を「審査官」に改める。

第三百二十二条第一項中「百人」を「百十二人」に改める。